

「熊本の戦争遺産 ～熊本の空襲からみた加害と被害」

7／1版

くまもと戦争遺跡・文化遺産ネットワーク 代表 高谷和生

1 はじめに ～戦後78年の諸相～

- 戦後世代としての「私の視点」～近現代考古学との出会い～
- 戦争遺跡保存全国ネットワーク全国運営委員、空襲・戦災・戦争遺跡を考える九州・山口地区交流会世話人、熊本県内での「戦争遺産フォーラムくまもと」
- 菊池恵楓園ボランティアガイド活動、一般社団法人くまもと戦争と平和のミュージアム設立準備会

2 熊本の戦争遺跡・遺産

(1) 戦争遺跡とは

- 全国の戦争遺跡は「約50,000」件、指定登録は「319」件 2021年10月2日現在
- 熊本県内の太平洋戦争期の戦争遺跡総数は、多数の特殊地下壕を含めた「723件」
- くまもとの戦争遺産』内の一覧表には「249件」を精査し記載
- 熊本県内の指定登録文化財は国148件、県383件、市町村3,382件、国登録文化財156件の計2,382件



宇城市の戦争遺跡「永代橋梁」

(2) 西南戦争期の指定等

西南戦争遺跡群（国指定、熊本市・玉東町）、明徳官軍墓地（熊本市）、七本官軍墓地（熊本市）、花崗山陸軍埋葬地（熊本市）、旧輜重兵六聯隊衛兵所（熊本市）、有栖川の宮御督戦の地（玉東町）、篠原国幹戦傷の地（玉東町）、城の原官軍墓地（南関町）、肥猪町官軍墓地（南関町）、陣内官軍墓地（水俣市）、下岩官軍墓地（和水町）、高瀬官軍墓地（玉名市）、田浦官軍墓地（芦北町）、峰崎官軍墓地（芦北町）の計14件

(3) 太平洋戦争期の指定等

「花房飛行場給水塔」（陸軍菊池飛行場高架水槽・菊池市指定有形文化財）、「永山の掩体壕」（陸軍人吉秘匿飛行場木製有蓋掩体壕・球磨郡あさぎり町登録文化財建造物）の2件。また、合志市の「黒石原飛行場奉安殿」は、保存修復事業を進めており、完了後に合志市指定文化財となる予定である。また、東京第二陸軍造兵廠荒尾製造所変電所は、荒尾市が所蔵・管理している。



菊池市指定文化財「花房飛行場給水塔」菊池飛行場

(4) 熊本の「戦争の歴史」をたどる

～熊本に残された戦争の傷跡「七大特徴」～

①軍都熊本市の軍事施設 ※啓発リーフレット『軍都熊本の残像』

～熊本城から東部の大江・渡鹿地区への軍施設の移転～

- 熊本城内の戦争遺跡 ※太字が現存遺構等あり。
第六師団司令部（天守閣広場東側）、師団長官舎（高橋公園）、熊本陸軍教導学校（二の丸広場）、輜重兵第六聯隊（三の丸・市立博物館）、熊本幼年学校（監物台樹木園）、熊本憲兵隊本部（桜の馬場）、熊本聯隊区司令部（県立美術館分館）、陸軍偕行社（旧NHK）、熊本陸軍病院（藤崎台）
- 陸軍境界石柱（凝灰岩製・陸軍所轄地銘）監物櫓の下段師団兵器庫の煉瓦造基礎遺構（桜の馬場城彩苑）



左：歩兵第十三聯隊之碑

中：師団兵器部倉庫の地上表示板

右：陸軍所轄地境界石柱

②九州で三番目に多い陸海軍飛行場 ※啓発リーフレット『進駐軍の見た熊本 II』
～正規飛行場、本土決戦に向けての特攻秘匿飛行場～

③東京第二陸軍造兵廠荒尾製造所
～軍直営で石炭を原料とした黄色火薬の生産～

④三菱重工業熊本航空機製作所と学校工場・地下工場
～陸軍四式重爆撃機「飛龍」の生産～ ※啓発リーフレット『進駐軍の見た熊本』

⑤本土決戦に向けての天草地区砲台、震洋等の特攻艇基地と兵站基地としての人吉地区の飛行場・地下工場・地下壕群

⑤-1

□錦町立「人吉海軍航空基地資料館 2018（平成30年）年8月1日開館
～山の中の海軍の町にしき ひみつ基地ミュージアム」

□意見書提示（同年9月）回答なし。新たな「靖国史観」への危惧

□戦争や戦争遺跡を美化したり、集客目的に利用する「戦跡の観光地化・商品化」
「歴史事実の歪曲・矮小化」ではないか。不十分な展示説明

□「海軍九五式中等練習機」実寸レプリカで、何を学ぶのか

□「学ぶ旅」観光のあり方、戦争遺跡の学びの本質とは

□何でもありの「地域づくり」、文化財活用の誤用、行政がからむ「プチ遊就館」

⑤-2

□八代海での陸軍特攻艇「マルレ艇基地」の実態把握、佐敷国民学校への逗留

⑥県内各地に残る空襲・戦災の「被害の歴史」

⑦朝鮮人や中国人、連合軍俘虜労働者、敵機捕獲搭乗員
への「加害の歴史」

□通称「田浦捕虜収容所」。使役企業は「東海電極株式会社
田浦工場」で、「福岡俘虜収容所第六派遣所」が設置

□捕虜収容所は、三回移転し、最後は工場から南橋を渡り海
岸際に位置する。現地には建物基礎・井戸等が現存

□内訳は、102名（米2・英97・NZ3名）、死亡3名

□日本国は、「戦時中の労働力不足」を補うため、約37,000人
を、全国130箇所で使用。死者は約3,500人

□「俘虜待遇条約（ジュネーブ条約）」準用での「違反行為」



田浦捕虜収容所での1944年
12月クリスマスイベント

3 空襲被害と加害の実相 ※啓発リーフレット『空襲下の熊本』

(1) 空襲下の熊本

□熊本県下への空襲全史、各要件での再構成が必要

(2) 第1回 熊本大空襲

□昭和20年7月1日深夜、B29戦略爆撃機154機・夜間焼夷弾攻撃

□全国中小都市への戦略爆撃

熊本市は全国160中小都市の16番目の人口



1945年8月10日米軍機による
市街地と〇〇への空襲

(3) 第2回 熊本大空襲

□昭和20年8月10日午前 B24・B25・A20・A26・P47・P38

□継続した都市空襲とだけではなく、沖縄移駐の陸軍航空群に
よる「九州上陸作戦（オリンピック作戦）」前哨戦の位置づけ

①M76落下傘付き500ポンド大型焼夷弾

□ナパーム弾を含め多様な焼夷弾構成、徹底した攻撃

□ヒロシマ・ナガサキ「原爆」投下で帰結する爆撃思想

②眼下の熊本市街地、関わる証言の“継承”

□沖縄移駐の第5航空団第3爆撃群団の各爆撃機による攻撃

□空襲に関わる残された証言の掘り起こしとその検証

(4) 紙の爆弾「伝単（でんたん）」

□昭和20年8月に、熊本市・天草地方に「伝単五種」が投下

□日本国民に告ぐ伝単、無条件降伏の意義伝単、ポツダム宣言
伝単、トルーマン伝単他

□昭和二十年八月十二日熊本日日新聞に「熊本市に紙の爆弾
傳單の内容を喋れば厳罰敵の思想謀略」記事が掲載され。

熊本市内での伝単投下を、8月10日「第2回熊本大空襲」

当日が「初投下」とであると報じている。

□戦場及び占領地、敵国への「情報戦」



本渡投下のポツダム宣言伝単

(5) 熊本県内、地方のまち「松橋」空襲

①「松橋空襲とは」何か

- 熊本での「地方のまち空襲」を改めて「見つめ直す」
- 「川尻・緑川空襲と宇土空襲」を含め、鉄道等「インフラ攻撃」のわかりやすい姿

②戦争遺跡・鉄道遺産「永代橋梁」

- 下部構造（躯体）は、橋脚2基・橋台2基で構成
- 上部構造は、桁連数三連の「三径間単純鉸桁（ガーダー）橋」、橋長40.74mを計測
- 九州鉄道時代の貴重な鉄道・近代化遺産であり、全体構造等の継続調査が必要
- 橋梁第一橋脚への「爆弾痕跡と機銃弾跡」の調査・測量



左：松橋駅の惨劇 昭和20年7月27日の空襲様子 夏目信彦氏著『記憶のなかの色紙』より
右：第1番橋脚西面の機銃弾・弾痕状況

③墜落したB25と5名の搭乗員

- 墜落機体 North American 「B-25」 Mitchells J型機
- 第5爆撃機集団 第345爆撃機群団 第498戦隊所属機：沖縄伊江島基地
- 機体型番：4-31300 機体に通称は「エアパッチ」
- 墜落日：1945年8月7日
- 墜落地：旧鏡村「氷川河口・氷川左岸」
- 墜落機搭乗員
 - 主パイロット Robert G. Neal大尉 NY Buffalo出身（後列左 ロバート・ニール）
 - サブパイロット Louis J. Winiecki, Jr大尉 NY Lancaster出身（後列右 ルイス・ウィニッキ）
 - 航法士 Richard S. Lane 大尉 NJ Ridgewood出身（前列左 リチャード・レーン）
 - 機関士 Robert W. Goulet 軍曹 NY出身（前列中 ロバート・グワレット）
 - 通信士 William Cohen軍曹 NY New York出身（前列右 ウィリアム・コーエン）



右：1945年8月7日、氷川に墜落したB25機の機長・搭乗員
左：沖縄伊江島基地から離陸するB25機 工藤洋三氏提供

④「今だから話せる」「もう話してもよからう」という戦争証言

- 古賀昭代さん（85歳・当時国民学校4年生）の証言
「若い米兵達は、後ろ手に縛られ引っ張られていた」「国防婦人会の約20人が、もんぺに鉢巻きを締め、薙刀を持つ姿に圧倒された」
- 塚本 太さん（82歳・当時国民学校2年生）の証言
「米兵と対峙した父」「墜落時の米兵と住民」「芝口集落を歩く、5人の米兵・荷だを目撃」

(5) 西部軍第三事件

- 内地での捕虜飛行士は、「一般捕虜」ではなく、戦犯容疑「敵機捕獲搭乗員」
- 総数568人で、無事本国への生還者は303人
- 捕虜は熊本憲兵隊本部で取り調べを受けたのち、福岡西部軍司令部へ列車で連行される。
- 途中、荒木・筑紫駅付近で米軍機による銃撃「西鉄筑紫野駅銃撃事件」（1945年8月8日11時30分）を受け、連行中の憲兵1名が死亡する。幽閉されたのち15日に油山で処刑された。

- 1945年5月頃以降に西部軍司令部に収容された飛行士40～41人は、「日本人市民に対する無差別爆撃の罪」の理由で6月20日（第一事件）、8月10日（第二事件）、8月15日（第三事件）に3回にわたって処刑された。これらの事件を通称「西部軍事件」という。
- 搭乗員斬首事件（GHQ報告書第420号 再審記録第288号）
- 裁判の期間：1948年10月11日～12月29日

5 まとめ

□ウクライナ戦争と重なる「太平洋戦争」「熊本の空襲」の姿

□「加害と被害」の諸相を、県内事例から調べる！ 証言を重ねる！

□一人ひとりが戦争遺跡・遺産と向き合い「語り手」「継承者」として語り継ぐ

①戦争遺跡の調査、保存、継承・活用

②戦争遺跡・遺産は、貴重な歴史資料として「国民共有の財産“文化財”」

③庶民の戦時資料の調査と継承は「地域協働の平和学」

④広島「被爆体験伝承者」と長崎「平和案内人」による非当事者による語り

□熊本の「血」と「智」、地域の特性を基にした「地」による継承のサイクル

□全国の皆さん方と、「空襲・戦災に関わる活動」の再構築を！



資料 昭和二十年八月十二日熊本日日新聞「熊本市に紙の爆弾」 ※該当部分のみトリミング



連絡先

□くまもと戦争遺跡・文化遺産ネットワーク 代表 高谷 和生
個人携帯 090-1513-5528

Eメール takayanagi912@yahoo.co.jp
HP URL <https://www.kumamoto-senseki.net/>